

平成21年度第2回習志野市公民館運営審議会会議録（要旨）

日 時 平成22年2月19日（金）

午後3時～5時

会 場 大久保公民館 1F A B会議室

出席者 大木委員、三橋委員、石田委員、清水委員、中村委員、
中野委員、長澤委員

早瀬生涯学習部次長、星社会教育課長、岡野菊田公民館長、内山大久保公民館長
村上屋敷公民館長、宍倉実花公民館長、岡村袖ヶ浦公民館長
佐々木谷津公民館長、鈴木新習志野公民館長

傍聴者 なし

開 会 袖ヶ浦公民館長

会長あいさつ

先日「市政功労表彰」を受賞させていただきました。この表彰は、皆様のお力添えにより代表して頂いたと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いします。

生涯学習部次長あいさつ

議 事 （1）子どもの居場所づくりについて

会 長 議事録署名委員は、大木委員と長澤委員をお願いします。

青少年課長 子どもの居場所づくりについて資料に沿ってご説明

国においては平成19年度より放課後子どもプランがスタートいたしました。この放課後児童クラブを本市では放課後児童会といっています。小学校に就学している概ね10才未満の児童を対象に小学校の余裕教室等使用し、児童の健全な育成を図ることを目的として、平日、土曜日、学校休業日、通年で年間約290日実施しております。習志野市では、放課後子ども教室については小学校の空き教室がない、指導員の確保が難しいということから現在は実施しておりません。市民の皆様から4年生以上の子ども達の居場所について要望がございますが、受け入れ可能な施設としては大久保にあづまこども会館があります。しかし、新たなこども会館を建設するのは不可能であり全市的に対応することも不可能であることから、昨年から公民館の幼児教室等を利用して、放課後の時間帯に一般のサークルが利用してないときには子ども達が自由に利用できる部屋として開放していただいています。今後については、公民館の幼

児教室等を活用して子ども達が安全に安心な居場所として活動できる(仮)キッズスポットサービスという事業を平成22年度検討していきたいと考えています。現在は公民館の部屋が空いている時に自由に使わせている状況ですが、今後、管理体制、運営方法等について検討していきたいと考えています。

委員 児童館的なものができればいいかなと思います。

青少年課長 人的な部分とか施設的な部分を考えると児童館と同じ施設を整備するのは難しいです。ただ、現在のように部屋を貸しているだけでは、安全安心が保たれない部分がありますので、人の確保や昔遊びなどの指導ができればと考えています。平成22年度は、運営体制、事業のやり方、人の関わり方とかを検討していきたくと考えています。

委員 安心安全ということを第一に考えているなら、行き場所が決まっていなくて安全とは言えないのではないのでしょうか。

青少年課長 学校では空き教室がないため、公民館が以前に空いている部屋を学習室ということで開放していたので、それを利用し昨年の途中から公民館で始めました。今後の運営も公民館を考えています。

委員 船橋市の児童館は、午後になると大学生位の若い指導員がいて子どもたちの相手をするという状況でした。子ども達にとって、魅力のある指導者がいる方がいいのではないかと思います。

委員 所管が決まっていなくてということ、まだ決定事項ではないのですね。

生涯学習部次長 市内の小学校にある放課後児童会は、青少年課が所管しています。小学校に空き教室がないということで、公民館の空いている部屋を有効活用し事業を行えないものかと考えています。生涯学習部の懸案事項として捉えています。

委員 空き教室はない中で、暫定的に公民館で始めているということですが、具体的にはどういったことを行っているのでしょうか。

生涯学習部次長 昨年の議会で「放課後児童会に入っている子ども以外の子供達が、放課後行く場所がないのではないか」との意見があり、公民館で使用していない部屋を開放してもらいました。

委員 公民館は、子どもの活動の場所ではないだろうと思います。公民館を子どもの居場所と捉えると、スタッフは地域の人と書かれていますがどのように考えているのですか。

生涯学習部次長 現在は、公民館の関係者や相談員に話を聞いている段階ですが、子ども達を安全安心ということで見守るということは現状のままでは難しいということでした。習志野リーダースクラブや公民館利用者、地域の方々のお力をお借りできないものかと考えていきたいと思っています。

委員 資料の放課後の子どもの居場所フローチャートには、家庭がないのですが、まず、家庭があると思います。子どもの居場所では4年生以上も対象ということですが、放課後児童会は何年生までが対象ですか。

青少年課長 3年生までです。

委員 浦安市は、放課後子ども教室を児童クラブといい4年生位までを対象にして学校内に別棟を建設したり学校の空き教室を使っています。

生涯学習部次長 本市の18か所の放課後児童会は厚生労働省管轄です。子育て支援面からいうと保育所の小学校版ということです。放課後子ども教室（子どもの居場所）は、全ての子どもが対象で文部科学省所管となります。

委員 浦安市の話では、4年生くらいになるとクラブ活動などが忙しいので児童クラブには来ないということでした。放課後子ども教室は無料で、放課後児童クラブは有料ということでは利用者が子ども教室へ流れるのではないのでしょうか。

セキュリティや責任問題もあり、スタッフについても地域の人が年間を通して教えることは難しいことです。無料で場所もない、人もいないでは無理だと思います。

委員 子どもの居場所は、講座的なものを指導するのですか。それとも午後3時から5時まで2時間程度を好きに遊んで帰って行くのですか。

青少年課長 四街道市ではコミュニティーセンターを使って、月曜日から金曜日まではフリーで遊ばせています。そこには安全管理委員として大学生や地域のボランティアの人がいます。土曜・日曜は体験講座などを取り入れていました。他市の状況を参考にして、考えていきたいと思っています。

委員 男の子や高学年になると体を動かしてボール遊びなどをする場合、公民館のどの部屋をどのように使わせるのか考えていかなければいけないと思います。

生涯学習部次長 ある公民館では子ども達の年齢層が広く中学生も来ているので、小学生と中学生とがひとつの部屋を使っていることがあるそうです。安全ということを考えると、部屋を開放するルール作りも必要ですし、どのような機能とするかは検討が必要です。

委員 小学1年から3年生までは学童保育が生活の場なので、信頼できる指導員がいて親のつながりがあって、ただ遊ばせておけばいいのではないと思います。それより学童保育の充実を図り、公民館等も含めて連携出来ればと思います。

委員 大網白里町には3つの公民館がありますが、NPOや企業が学童保育を行って野外の活動もしています。

委員 子どもの居場所の利用時間帯は、何時頃まででしょうか。

生涯学習部次長 放課後児童会は夜7時までです。公民館の利用は、一般利用のない時間帯に使用し5時頃までで、夜遅くまでの利用は考えていません。

委員 大久保公民館では防犯のために5時以降も常時開館しているそうですが、他の館も同じようにできると思いますが経費がかかってしまいます。コミュニティーセンターなども公民館と同じ様に開放をすれば使い易いと思います。

会長 ボランティアの方が団地にある集会室等を使って、子ども達が遊べるスペース作りをしています。小学校の後援会など、空き教室で月に2回程度、将棋や簡単な手芸の教室を無償で開いて2時間程度ですが遊び場を提供しています。地域の子ども会単位

やおやじクラブなどが中心になって模擬キャンプやナイトハイクをしたりしています。ボランティア活動されている方々とコネクションを取り、地域の実情に応じて、子どもが安心して楽しく過ごせる居場所が提供出来るのではないかと思います。

委員 児童クラブの年齢を引き上げることはできないでしょうか。

生涯学習部次長 本市では、人数制限を設けていないので年齢を引き上げると人数制限をすることになってしまいます。全員受け入れ体制では3年生が限界だと思います。

委員 子どもの居場所は家庭が一番ですが、この事業を分けること自体に合理性が無く、親が働いている時間だけ預かってもらえるというのではなく、お金を出しても本市にふさわしい施策を検討することも必要ではないかと思います。

委員 学童に来る子ども達は、家に帰っても親がいないので学童に行くしかないですが、家に親がいる子どもは、家で遊ぶこともあるし家以外で遊ぶこともできますので1本化はどうかと思います。

委員 学童保育には特別な課題があり、安心安全で子どもの居場所を囲み過ぎているのではないかと思います。

生涯学習部次長 まだ検討事項なので、これから現状の把握をして公民館長会等で検討していきたいと思います。

会長 もっと地域の実情を把握して、放課後子ども教室の子どもも学童保育の子ども達も、行き来のできるような体系作りをしていただけたらと思います。

報告 (1) 平成21年度夜間講座について

会長 それでは、続きまして報告事項に入ります。平成21年度夜間講座の実施について公民館からのご説明をお願いいたします。

菊田公民館長 今年度の夜間講座は、公民館事業の充実と運営の改善を目指し、市民の利便性をより一層配慮し、昼間仕事で利用できない方々を対象に屋敷公民館を除く各公民館にて夜間講座を実施いたしました。菊田公民館は「陶芸入門教室」を行いました。6月から7月にかけて4回実施し、参加者延べ60名でした。年齢層は中高年でしたが、仕事が終わってから講座が受けられると好評でした。

大久保公民館長 今年度新たに「民族音楽を楽しむ」という講座を土曜日に開催いたしました。定員40名で、1回目は「日本の横笛を楽しむ」という内容で40名程の参加がありました。2回目は2月6日で60名ほどの参加者が「アンデスの響き」フォルクローレを楽しみました。

実花公民館長 10月20日から3日間「お囃子太鼓の講座」を実施いたしました。対象は小学校3年生以上で、日本の文化を通じ地域との関わりを深めるとともに太鼓の基本を学びました。参加者は3回の開催で、合計53名です。実花町会の方に講師をお願いし、10月25日に行われました実花町会のお祭りで披露しました。

袖ヶ浦公民館長 初心者から中級者向けの「実用書道講座」を前期、後期と木曜日に開催、前期は6月から7月、延べ73名の参加でした。10月の市民文化祭に作品を掲示いたしました。後期は10月から11月で延べ48名の参加がありました。1月にはサークル化となり、受講者5名に新規加入9名があり14名で月2回実施しています。

谷津公民館長 事業名は「中年友遊講座」で、前期は「太極拳」を、後期は土日に「デジタルカメラ」と1事業2学級として行いました。「太極拳」は、5月から6月までの木曜日、全6回行い、参加者数は延べ123名です。7月以降月3回実施の自主サークルとして現在にいたっております。

新習志野公民館長 「健康講座」を開設し、パート1は昼間の「メンタルヘルス」を5月から7月に実施しました。後期パート2は夜間講座で「ヨガ」を11月4日から25日までの水曜日に開催しました。参加者は延べ74名です。問題点は、参加率の向上が挙げられます。

報 告 (2) 平成21年度習志野市議会第4回定例会一般質問について

会 長 では、2番目の平成21年度習志野市議会第4回定例会一般質問のご報告をお願いいたします。

菊田公民館長 1. 新社会党からの質問主旨は、公民館地域図書館の今後の運営についてということです。指定管理者制度に関する質問で、答弁主旨は急激な社会環境の変化等により価値観の多様化により公民館の運営方法も時代の変化に対応した体制作りや、サービスの見直しを求められております。そこで公民館運営審議会の答申、集中改革プランさらには事業仕分けということで効果的効率的な運営方法を検討してまいりました。その結果、本市は地域住民が主体となり企画運営する「地域運営型公民館」の導入を検討しますが、従来から取り組んできた継続的な事業展開や経験に基づく知識の蓄積が損なわれないよう社会教育法に基づく教育施設としての特性を考慮して進めて参ります。2. 新政習志野の質問主旨は、公民館の利用状況についてです。利用活性化及び地域の安全安心を確保するための夜間開館について質問がありました。そこで今年度から駅の近くに位置する大久保公民館と菊田公民館において、夜間利用の有無にかかわらず年間通して午後9時まで開館しております。答弁主旨は、夜間開館により公民館の灯りを灯すことにより防犯対策として、犯罪予防の効果また地域に安心感を与え、さらには昼間仕事で講座に参加できない方々に対し利用機会の拡大を図るため、屋敷を除く6公民館において夜間講座を開催しております。22年度以降も引き続き実施します。今後も地域学習の拠点施設として住民の活発な生涯学習活動を推進し、地域防犯にも効果が上がるよう公民館運営に努めて参りますという答弁でした。

報 告 (3) 今後の運営体制について

会 長 公民館図書館の今後の運営について、集中改革プラン、指定管理者制度についての中間報告をお願いします。

生涯学習部次長 市ホームページに第2次集中改革プランパブリックコメントを掲載しておりますが、その中で平成17年度から20年までの集中改革プランについては、46項目の見直し事業を掲げ20年度現在で42項目実施されています。それにより約43億6千万円の財政効果をあげています。しかしながら、昨年の世界的な恐慌、税収の減と合い重なりまして、平成22年度の市税の見込みは、平成21年9月の予測よりも約12億円下回る結果となっています。平成23年度以降も毎年2億円から4億円程度、経常一般財源等が減少し、その結果、平成22年度以降、毎年5億円から10億円程度の収支不均衡になるとの結果になりました。そこで、平成22年から平成26年までの5年間の第2次集中改革プランを提案しているところです。

そこで、平成22年度の予算編成に向け、70項目の取り組み事項を抽出選択し、その内44項目を実施いたしました。このことにより、約7億8千万円の財政効果を見込んでおります。更に、残った26項目の取り組み事項を実施することで、平成26年度までの経常的経費については、概ね収支均衡となる見通しです。しかしながら、経常的経費は職員の人件費、物件費、扶助費、生活保護費などの義務的経費だけです。いわゆる、建築物等を建設する普通建設事業の予算は一切みておりません。平成21年度の普通建設事業費は、約9億円を予算計上しています。今後も毎年9億円相当の普通建設事業が必要となってくると、更に経常的経費の見直し削減をしていかなければなりません。そこで、第2次集中改革プランでは、皆様に意見をいただいているところでございます。以上、集中改革プランについての概略を報告させていただきました。次に、公民館の今後の運営のあり方についてご報告させていただきます。答申を頂きましたとおり、運営審議会では直営が望ましいというご意見と直営が望ましいが指定管理者制度の導入も検討する必要があるという両論併記ということでした。その後、公民館長会議でもこのことについては積極的に検討していただきました。近隣あるいは先進的な公民館の視察に行ったという報告も聞いております。公民館長からは直営が望ましいが、やはり地域の人材を活用するということで公民館の活性化も図りたいという意見もございます。最終的にはモデル館を設置してそこを地域運営型公民館で実施していきたいという方向性が出ました。現在、生涯学習部内に指定管理者制度検討委員会があり、これは社会教育課だけではなく生涯スポーツ課、青少年課の管理職により構成された検討委員会ですが、現在、図書館の指定管理者制度の導入も検討しております。スポーツ施設の指定管理者制度の導入についてはすでに終わっているところもありますし、また今後予定されている施設もあります。その中のひとつとして、公民館につきましては、地域運営型公民館の導入ということで検討に入ることになっております。地域運営型公民館という言葉や何処をモデル館として設置すべきか、あるいはどういう要件を備えた地域あるいは公民館をモデル館として設置す

るのか、これから具体的に詰めていきたいと考えているところです。公民館はコミュニティーセンターのように貸館にということで地域運営型にすることは考えておりません。これは公民館長会議からも共通事業は同じように実施していく、また地域の要望に添った事業は企画運営できるということを目指しているので、かなり大変な作業になると思います。地域運営型公民館というのは、全国的にもまだ無いと思われます。流山市では指定管理者制度の導入ということで公募をして、結果的にNPO団体、社会福祉協議会、シルバー人材センターが指定管理者制度を行っています。事業自体は、社会教育指導員という立場の方を派遣して事業をやっているということです。これから、モデル館を設定してソフト面をつめていきたいと考えているところです。先程ご説明しました議会の答弁の段階では、導入については明言しておりませんが、今後、導入することを前提でどんな形が望ましいか検討するということです。一歩進んだ形での検討になります。モデル館の設置ということも、これが順調にいくかどうか非常に危惧するところですので、当初は1館で考えていきたいと思っています。

会 長 先程の子ども放課後プランもそうですが、これもまた大きな問題が投げかけられているかと思います。今のご説明につきまして、皆様から忌憚のないご意見をお願いします。

委 員 私は直営が望ましいと思っているのですが、公民館の管理運営体制に関わることで、計画案についても事前に公民館運営審議会にかけていただくべきものだと思います。今回は、生涯学習部内で検討されているということを公民館運営審議会への情報提供ということですか。議会にかけて議決された後、公民館運営審議会において検討するのは審議会としての意思表示ができないと思います。

生涯学習部次長 ご意見のとおりです。先程の説明のとおり案ができあがりましたので、その先の案が出来たときには、公運審の会議に中間報告等をしていきます。最終的には公民館運営審議会のご意見を頂き、その次に教育委員会にご意見を伺い、その後市の手続きを取って議会に提案するという形になります。先程申し上げたとおり、単にコミュニティーセンターのような貸館ということではありませんので、22年度中にどこまで進めていけるかどうか、どのような形で地域運営型公民館が出来るのかと考えています。地域の方々を主体として運営していく形となろうかと思っていますので、地域の実情に合わせひとつひとつ考えていきたいと思っています。

委 員 地域住民が主体となって企画運営をする地域運営型公民館とは、具体的にどのようなものなのか。公募ではなくNPO法人や町会・自治会等、自治体と対等に管理運営できる団体に対し、市が公民館の管理運営体制の受け皿を作っていくということは、果たして住民が主体となることができるのかなと思われます。

生涯学習部次長 ふたつ方法があります。まずひとつは、コミュニティーセンターのように地域の方々に行政が声をかけて支援団体を作って運営をしていただくという方法があります。もうひとつは、地域の方々、町会あるいは学習圏会議、公民館の利用者で計画

することも方法としてあるのではないかと思います。地域運営型公民館というと公募は考えにくいと思っております。公民館運営をお願いした場合、同じ地域の方々が地域の利用者に対して許可をする・しないの判断をしなければなりません。地域にまとまりがないとその後の運営に支障をきたすのではないかという恐れもあります。現実的には公募はせずに、指名を考えています。

委員 私も直営に賛成です。谷津コミュニティーセンターは、3年間、運営委員を4つのブロックから1サークルずつサークルの代表を派遣していました。貸館だからかもしれませんが、指定管理になる前と何も変わっていません。地域にもよるでしょうが、指定管理者では今の公民館のような講座等の企画は出来ないでしょうね。地域運営型という考えで、企画段階から地域の住民や生涯学習の骨になるような人達が指導する意思表示をするような企画型は望んでいます。民間あるいは指定管理者に運営を全部任せると、相当経費が削減されるのですか。

生涯学習部次長 試算はしていませんが、コミュニティーセンターはカウンターに立つ職員の人件費のみを捻出し、貸館業務ということで、他の運営委員の皆さんについてはボランティアでやってもらっています。しかし公民館の運営となりますと、職員の人件費や関わるスタッフの人件費が必要となります。平成21年4月1日現在、習志野市の職員は1,345名います。今後も、職員について削減しなければいけない状況があります。そのことも踏まえ、公民館や図書館も指定管理者制度を導入するというものを検討してきています。

委員 今まで公民館、図書館が積み重ねてきた、築いてきた経験とか伝統が、ある日突然途絶えたらどうするのか、一旦途絶えたものはもうつながらないと思います。そのことを懸念しています。お金のことをいうと、教育施設では現金は僅かしか入ってこないけれど、寿学級などには元気なお年寄りがたくさん来ます。来館者一人当たりいくらくらとお金に換算すれば、公民館はすごく稼いでいると思います。

委員 財政上という、この地域型は具体的にはどこの館でやるとか既に決まっているのですか。

生涯学習部次長 1館をモデル館として考える方向で進めたいと思っています。

委員 そういうことは、審議会に事前に相談してほしいですね。来年度とか、具体的にA公民館とかB公民館とかお決めになっているのですね。

生涯学習次長 現在は、決めていません。

委員 そうすると、先程の問題点というのは7公民館全てに係る問題ですか。

生涯学習部次長 何処をモデル館として決定するか、それについて十分にご意見を聞きながら決定していかないと、問題が地域に広がってしまうこともあります。実際は地域に理解していただかないとできないことです。22年度に実施することはございません。

委員 光町の図書館は、住民の要望があつて建物は立ちましたが、金銭面では困っていないようですが運営面では問題があるようです。先進地などの状況をよく調べて検討し

た方がいいと思います。

生涯学習部次長 答申の中にも書かれていますが、公民館には社会教育機関として生涯学習の場としてご利用頂いている方々がたくさんいらっしゃいます。公民館の運営についても色々と協力していただいているボランティアの方々もいます。こういう市民の方達で、なんとか新しい形の公民館ができないか考えています。これから地域の方達にも踏み込んだところでいろいろご相談したりご意見をもらったりしなければいけないと思っています。どういう地域に、地域運営型公民館という話を持っていけるのか思案しています。

委 員 地域運営型公民館を請け負って運営し始めた結果、市の考えている方向と逆方向の運営方針を出してきたらどうするのですか。

生涯学習部次長 指定管理の運営については協定書を結んでいます。現在行っていることは実施してほしい、それ以外のことをするときには市と協議をしてほしいと、協定書に明記したいと思っています。

委 員 地域が運営していくうちに、協定内容からはずれていくという可能性があると思いますし、当然地域で出来ることと出来ないことがあります。協定書を取り交わして、あくまでも協定に遵守するのだという方針でいくと、地域には任せるけど地域がこういうふうにやりたいということも協議で縛ってしまうのではないのでしょうか。

生涯学習部次長 市が地域にお願いするということは、地域に運営をお願いした方が地域の目的にあっているということが前提です。

委 員 協定で縛ってしまうと、地域が運営する意味合いが無くなって、今までやってきたことと変わらないのではないのでしょうか。

生涯学習部次長 公民館の運営は、社会教育法にありますとおり法的根拠の範囲内だと思います。

委 員 全てを地域に任せるとするのは難しいですね。経験を申し上げれば、船橋市は公立の幼稚園がありませんので、そこは自主運営の幼稚園で役員になると運営をしなければなりません。経営者みたいに、人件費とか先生の給料から決めなくてはいけない、幼稚園の子ども達に対して教育を考えるということよりも、何人の子どもを募集し、どれだけ月謝を貰ったら何人の先生を雇えるかなどとても大変でした。講座の内容を一緒に考えましょうというくらいだったらいいのですが、いきなり地域の人たちに運営を任せただけの場合もすごく大変なことになると思います。

会 長 今回は報告事項でしたが、この審議会にどの程度の意見を求められているのでしょうか。何処にとかどういう要件とか具体的な項目までをご質問とされましたが、単に皆さんのご質問をお聞きになるだけの報告だったのでしょうか。審議会としては、答えなければいけない義務がありますし、審議会の答申に沿って行うことを含めて責任を持ってこれを考えていかなければいけないと思います。限られた時間のなかで、答えていくには、どこまでの意見を求められてこの報告ということにされたのかお伺いします。

生涯学習部次長　今回、報告事項にさせて頂いたのは、議会の答弁の後、部内の検討委員会の中で公民館の今後の運営を検討していこうと決まりましたので、そのことをまずご報告させて頂きました。本日の報告でお答えいただけるとは思いますが、少しずつ絞り込みができていければ、審議会からご意見をいただきながら修正するなり見直していくなりしていきたいと考えています。

会　長　審議会が年に数回しか開かれない中で、時間の猶予はないというのか、順を追ってとか時間をかけて検討していかなければならないような課題ではないかと思っていらっしゃるのか伺います。また、来年度の審議会でのことを議題として出された場合、そこで協議をしてそこで練り直してその次というのであれば単年度、1年が終わってしまいます。それでは、時間的には間に合わないということはないのですか。

生涯学習部次長　何年度に実施するかまでは詰めていません。もっと具体的に決まっているのではないかというご質問ですが、組織として具体的な決定はありません。本日、ご報告させて頂きましたので、次年度第1回公民館運営審議会では、もう少し具体的なお話が出るのではないかと思います。

会　長　審議会としましては答申を出すにあたっては、指定管理者制度、地域運営型公民館として運営できるのではないかという意見もございました

生涯学習部次長　各委員さんのご意見は受け止めさせて頂いて、その上でどのように考えるのか検討させていただきます。遅くとも、次年度の第1回公民館運営審議会には方向性をお示ししようと思います。そこで、またご意見を頂きたいと思います。

会　長　他にご意見も無いようですので、本日はこれにて閉会いたします。

(午後5時閉会)